

○宇和島市入札監視委員会設置要綱

平成25年 6 月10日

要綱第58号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、宇和島市（上下水道局を含む。以下同じ。）の入札及び契約手続等における公平性、客観性及び透明性の向上を確保するため設置する宇和島市入札監視委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市が発注した建設工事（修繕を含む。）、製造の請負、業務委託並びに賃貸借及び物品の購入（以下「市発注案件」という。）に係る入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。

(2) 市発注案件のうち委員会が抽出したものに関し、一般競争入札に係る入札参加資格設定の理由、指名競争入札に係る指名業者の選定理由、随意契約の理由等について審議し、必要と認めるときは、市長に意見の具申を行うこと。

(3) 市発注案件の入札及び契約手続並びに宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年告示第97号）の規定による入札参加資格停止措置に関し、市長に対して苦情の申立てを行なった者が、当該申立てに対する回答に不服があるとして市長に対して行う再度の苦情の申立て（以下「再苦情」という。）について、市長の諮問に応じて審議すること。

(4) その他入札及び契約の適正を確保するために必要な事項を調査し、意見の具申を行うこと。

(委員会の組織)

第3条 委員は、入札及び契約手続等について学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員会は、委員5人以内で組織する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議及び議決)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 第2条第1号及び第2号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、原則として6か月に1回開催する。

4 第2条第3号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、必要に応じ開催する。

5 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

6 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

7 会議は、非公開とする。ただし、委員長が認める場合は、この限りでない。

8 緊急かつやむを得ない事情により定例会議又は再苦情処理会議を開くことができない場合は、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることができる。

9 委員長は、前項の措置を講じた場合には、その結果を次の定例会議において報告しなければならない。

10 会議の議事概要は、その都度公表するものとする。

(抽出の委任)

第6条 委員会は、第2条第2号に規定する市発注案件の抽出に関する事務を、あらかじめ指名した委員に委任することができる。

2 前項の委任を受けた委員は、定例会議において抽出結果の報告を行わなければならない。

(意見の具申の公表)

第7条 委員会は、第2条第2号及び第4号の規定により意見の具申を行った場合には、これを公表するものとする。

(再苦情処理会議)

第8条 委員会は、再苦情処理会議を開催した場合には、その審議の結果を市長に報告するとともに、これを公表するものとする。

2 前項の報告及び公表は、再苦情の申立てがあった日から60日以内に行わなければならない。

(委員の除斥)

第9条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事項を審議する会議に加わることができない。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

3 第4条第1項の規定により委員長が互選される前に招集される委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成27年4月1日要綱第70号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。